

事務連絡

令和6年7月18日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

第三次・担い手3法に関する説明会の開催について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省より、今般改正された建設業法等の関係法の改正内容について周知徹底を図るため、別紙のとおり、全国各ブロックで説明会を開催するので、貴会会員企業の皆さまに、お近くの地方整備局等での説明会にご参加頂きたい旨の通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆さまへ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各ブロック説明会についての時間場所等の詳細は、近日中に各地方整備局ごとにHPにて公表予定とのことです。併せてお知らせいたします。

（北海道ブロックについては、7月19日ごろ。以降、順次公表予定とのことです。また、以下のURLからもリンクが貼られる予定とのことです。）

以上

【添付資料】

- ・別紙 国土交通省プレスリリース資料

【各ブロック説明会へのリンクが貼られるURL】

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00251.html

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

令和6年7月17日
不動産・建設経済局建設業課
大臣官房技術調査課

「第三次・担い手3法に関する説明会」の開催について

～本年6月に成立した第三次・担い手3法の説明会を全国各地で順次開催します～

今般、持続可能な建設業の実現に向けた担い手確保のため、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、さらに公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。これらの改正内容について、全国で説明会を開催します。

今般、建設業法等の関係法が改正されたことによって、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積りや契約の禁止、価格転嫁の協議円滑化措置や、工期ダンピング対策の強化、また、公共工事における休日確保・処遇改善や各段階でのICT活用などが規定されました。これらの改正内容について周知徹底を図るため、今後以下のとおり、全国各ブロックで説明会を開催します。

建設業者の方々に加えて、各自治体等の発注・契約ご担当者や民間発注者の皆様におかれましても、ぜひお近くの地方整備局等での説明会にご参加ください。

開催日及び問い合わせ先 ※詳細は、各地方整備局等からプレスされる予定です。

ブロック	開催日	問い合わせ先
北海道	8月7日(水)	北海道開発局事業振興部建設産業課 (TEL:011-709-2311)
東北	8月22日(木)	東北地方整備局建政部建設産業課 (TEL:022-225-2171)
関東	8月30日(金)	関東地方整備局建政部建設産業第一課 (TEL:048-601-3151)
北陸	8月5日(月)	北陸地方整備局建政部計画・建設産業課(TEL:025-280-8880)
中部	8月26日(月)	中部地方整備局建政部建設産業課 (TEL:052-953-8572)
近畿	8月22日(木)	近畿地方整備局建政部建設産業第一課 (TEL:06-6942-1141)
中国	8月28日(水)	中国地方整備局建政部建設産業課 (TEL:082-221-9231)
四国	8月26日(月)	四国地方整備局建政部計画・建設産業課(TEL:087-851-8061)
九州	8月8日(木)	九州地方整備局建政部建設産業課 (TEL:092-471-6331)
沖縄	8月29日(木)	沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 (TEL:098-866-0031)

【問い合わせ先】 ※申込み・取材等については各地方整備局等にお問い合わせ下さい。

- ・不動産・建設経済局建設業課 神澤、黒田、吉開、福里
建設業課入札制度企画指導室 大湯、近藤、相馬
TEL : 03-5253-8111 (内線 24756、24754)、03-5253-8277 (直通)
- ・大臣官房技術調査課 萩原、後藤
TEL : 03-5253-8111 (内線 22337)、03-5253-8220 (直通)